

大阪市立昭和中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「何事にも自ら取り組み、粘り強くやりとげる子どもを育成する。」のために「昭和中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させるとともに、教職員自ら鋭敏な人権感覚を養い、保護者や地域と密に連携しながら未然防止に努める。
- ②生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧な生徒理解に努めるとともに、「教職員による発見」や「他からの情報提供」など、多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を取るため、協働的な生活指導体制を構築する。
- ③いじめを把握したら、すみやかに管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を組織し、指導方針を共通理解したうえで役割分担し、迅速な対応を進める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実に努めることを通して、生徒にできる喜びや分かる楽しさを味わわせる。
- ②『薬物乱用防止教室』や『キャリア教育』など地域の人材を学校教育に取り入れることを通して、人権尊重の精神を養わせる。
- ③防災教育や国際理解教育等にICT機器を導入することを通して、生徒に市民性や社会性を育ませる。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 教員の適切な指導・助言のもと、生徒会活動や部活動に取り組ませ、日常的にふれあう学級集団の人間関係を越えた異年齢の生徒との関わりの中で、学校生活上の諸問題の解決に意欲的に取り組む姿勢や態度を身に付けさせる。
- ② 学校行事に生徒一人ひとりの良さが生かすことができるよう十分に配慮し、所属感を高め、連帯意識を育てる。
- ③ 『情報モラル教育』や『非行防止・犯罪被害防止教室』などを活用し、他者の人権を大切にする意識を育成し、いじめを生まない生徒集団を育成する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①教育活動全体を通じて道徳教育に取り組み、人間としての生き方に対する自覚を促すことにより、具体的な生活場面において、道徳的行為を主体的に選択し、実践する意志を養わせる。
- ②生徒が発する SOS の早期把握のため、『心の天気』や『相談申告機能』をいつでも利用できるように常日頃から学習者端末を活用できる環境づくりを全教職員で心がける。
- ③生徒との人間的なふれあいを基盤にした学級経営・学年経営に取り組み、いじめを助長する傍観者の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるような生徒集団を育成する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 教職員と保護者が生徒の状態を観察し、小さな変化も見逃さないよう連携を密にするとともに、日ごろから生徒とのふれあいを大切にし、生徒が安心して相談できる関係づくりに努める。
- ② 「いじめに関するアンケート」を年間計画に位置づけることを通して、いじめに関する意識を継続して持つように留意する。また気になる事象があれば、必要に応じて『いじめ防止対策委員会』で検討する。
- ③ 年間計画に教育相談週間を位置づけ、担任が個別に子どもに話をする機会を確保することを通して、生徒に「いつでも相談できる」という安心感を与える。
- ④ 秘密を守ることを約束してから、「いつごろから」「何をきっかけに」「誰から」「どこで」「どんなやり方で」「何をされたか」などを正確に聞き取るにより、いじめの状況を把握し、家庭と連携して子どもをしっかりと見守る。
- ⑤ いじめの未然防止や早期発見のために、生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたるスクールカウンセラーとの連携に努める。
- ⑥ こども相談センターや区の子育て支援室等との連携に努め、生徒や保護者が教職員以外にも相談できる機会を確保する。
- ⑦ スクールソーシャルワーカーと連携し、『個を大切にする』『背景を理解する』などの臨床心理学的な視点から、教職員が生徒理解の幅を広げる機会を確保する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめに関する情報を得た教職員は、すみやかに管理職に報告し、その指示を受ける。管理職は『いじめ防止対策委員会』を招集し、関係生徒に対する指導ならびに支援の方法、保護者との情報の共有、家庭・地域・関係諸機関との連携のあり方などについて具体的方策を協議する。
- ② いじめられている生徒の話や訴え、悩みをどんな場合でも被害生徒の立場になって受け止め、受容的な態度で聞き、こだわりや不安感、恐怖感を取り除くよう配慮するとともに、校内や学年の協力体制を整えて被害生徒を保護し、本人に安心感を持たせる。

- ③ いじめている生徒に、心理的な孤独感や疎外感を感じさせない一定の教育配慮のもとで、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるよう粘り強く指導する。
- ④ SNS 上のトラブルを未然に防止するため、発達段階に応じて生徒のメディアリテラシーを高め、情報モラルや情報に対する責任を身に付けさせる。
- ⑤ SNS 上でのいじめが発生したら、傷ついた子どもの心のケアを最優先するとともに、書込み内容を確認し、記録に残すとともに、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用し、適切に対応する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

○校内に『いじめ防止対策委員会』を組織する。

〈構成〉

- ・校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任
- ※必要に応じて、担任・生活指導部長・養護教諭・部活動顧問・SC・SSW 等を加える。

〈役割〉

- ・本校の基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や共有を行う。
- ・いじめが疑われる事案が起きた場合には緊急の職員会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援方針の決定、保護者・地域・関係諸機関等との連携を行う。
- ・教職員が、いじめを見抜く鋭敏な人権感覚を養うことに資する研修および伝達講習を主催する。

(2) 年間計画

- ・いじめ防止対策委員会
- ・アンケート調査
生徒対象 年3回（7月・12月・2月）
教育相談 年2回（5月・8月）
- ・研修会
・人権教育実践交流会（11月） 道徳教育実践交流会（7月）
・生活指導研修会（8月）

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 本校ホームページや学年・学級通信を通して、本校のいじめ防止に向けた取組について情報を発信し、家庭・地域・関係諸機関との協力関係を構築する。
- ② 「運営に関する計画」とりわけ「道徳心・社会性の育成」に関して、いじめの未然防止・早期発見の観点から、学校協議会委員の意見をふまえながら年度目標および取組内容、取組の進捗状況を測る指標を設定するとともに、その達成に向けた学校協議会委員の支援を要請する。
- ③ 必要に応じて、「いじめ防止委員会」にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども相談センターや区の子育て支援室など関係諸機関の参加を要請し、専門的見地から指導と助言を得る。

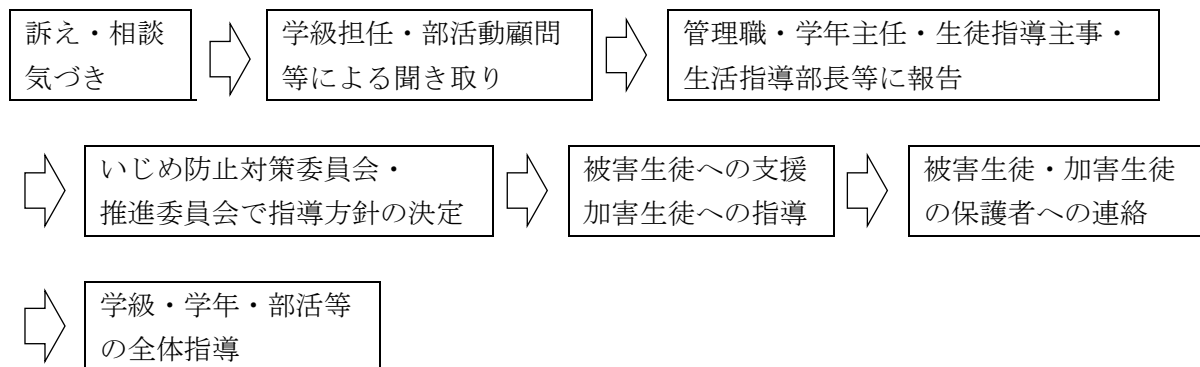
7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に莫大な被害が生じた場合」や「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、すみやかに教育委員会に報告する。また、次の対

処②～④の各段階においても、教育委員会に欠かさず報告を入れたうえで、その指示を仰ぐ。

- ② マスコミ対応等については、管理職に窓口を一本化するとともに、丁寧な説明を心がける。
- ③ いじめ防止委員会が中心となって、緊急アンケート調査を実施するなど事実関係の把握に努める。被害生徒及びその保護者の気持ちに寄り添いながら、適切な情報提供に努める。
- ④ 加害生徒及びその保護者に、心理的な孤立感や疎外感を感じさせない一定の教育的配慮のもとで、適切な指導を行う。また、事案の内容・程度に応じて、こども相談センターや警察等関係諸機関との連携や情報の共有に努める。
- ⑤ 必要に応じて、生徒集会や保護者集会等を開催し、適切な情報提供に努める。

※ いじめ発見の際の流れ



[改定]

令和7年4月 一部改正

令和8年4月 一部改正